

第6章 届出制度

6-1 居住誘導区域外における事前届出（3戸以上の住宅）

居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、居住誘導区域外の区域で以下の行為を行おうとする場合には、その行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられます。なお、この届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅の立地の誘導を図るうえで支障があると認められるときは、届出者と協議・調整をし、必要に応じて勧告等を行うことがあります（都市再生特別措置法第88条）。

＜開発行為＞	
<ul style="list-style-type: none"> 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 	
3戸の開発行為	届 
1戸の開発行為（1,300㎡）	届 
2戸の開発行為（800㎡）	不要 
＜建築等行為＞	
<ul style="list-style-type: none"> 3戸以上の住宅を新築する場合 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 	
3戸の建築行為	届 
1戸の建築行為	不要 

出典：国土交通省資料をもとに作成

6-2 都市機能誘導区域外における事前届出（誘導施設の立地）

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、その行為に着手する日の30日前までに市長への届出が義務付けられます。なお、この届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図るうえで支障があると認められるときは、届出者と協議・調整をし、必要に応じて勧告等を行うことがあります（都市再生特別措置法第108条）。

<ul style="list-style-type: none"> ＜開発行為＞ <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 ＜開発行為以外＞ <ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物を新築する場合 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
--

6-3 都市機能誘導区域内における事前届出（誘導施設の休廃止）

都市機能誘導区域内における誘導施設の立地動向を把握し、都市機能の維持に向けた取組の機会を確保するため、都市機能誘導区域内に立地している誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、休止または廃止しようとする日の30日前までに市長への届出が義務付けられます。なお、この届出に係る誘導施設が、新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、当該届出に係る誘導施設を有効に活用する必要があると認められるときは、届出者と協議・調整をし、必要に応じて助言・勧告等を行うことがあります（都市再生特別措置法第108条の2）。

函館市立地適正化計画 2018-2030

(平成 30 年 3 月策定)

(平成 30 年 4 月 1 日公表)

(令和 6 年 3 月改定)

函館市都市建設部都市計画課

〒040-8666 北海道函館市東雲町 4 番 13 号

電話 0138-21-3360 ファックス 0138-27-3778

電子メール toshikeikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

ホームページ <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/toshikeikaku/>